

2018年11月1日

平成30年(2018年)度法医学教室現況調査アンケート結果の概要

特定非営利活動法人日本法医学会庶務委員会

日本法医学会では2009, 2014, 2016, 2017年に引き続き2018年度も、各機関に対しその現況についてアンケート調査を実施し、年齢分布・定員内職員・定員外職員の別などについて解析した。その結果の概要を以下に報告する。

1 アンケート実施要領

調査対象：日本法医学会に所属する賛助会員である全国の国立大学法人（以下国立：44機関，防衛医科大学校を含む），公立大学法人（以下公立：8機関），私立大学（以下私立：36機関）の法医学関連教室の合計86大学88機関。

実施期間：2018年1月15日～5月1日

調査項目：以下の各項目とした（いずれも2018年4月1日現在）。

1. 教職員の定員および今後の動向
2. 教室員の現況
3. 大学院生在籍状況

実際のアンケート用紙を末尾に添付した。

2 アンケート結果

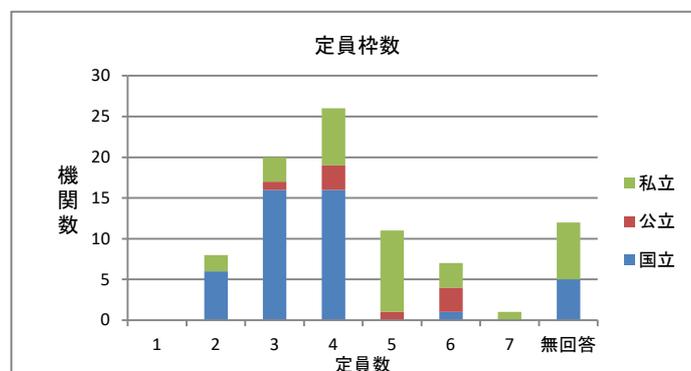
2.1 アンケート回収率

国立44，公立8，私立33の計85機関から回答があり，回収率は97%であった（2017年度調査における回答機関は86機関）。このうち，今回・前回調査ともに回答のあった機関は国立44，公立8，私立33の85機関（97%）であった。

2.2 教員の定員配置の推移

2018年4月1日現在の定員枠は，回答があった全85機関のうち，国立44機関では，定員2人6機関，定員3人16機関，定員4人16機関，定員6人1機関，無回答5機関であった。公立8機関では，定員3人1機関，定員4人3機関，定員5人1機関，定員6人3機関であった。私立33機関では，定員2人2機関，定員3人3機関，定員4人7機関，定員5人10機関，定員6人3機関，定員7人1機関，無回答7機関であった。定員枠の回答があった73機関における常勤教員の定員枠の平均値を算出すると国立3.3人，公立4.8人，私立4.5人，全平均3.9人となった。

国立の教員定員は3人および4人が最も多く、解剖実務負担が増加傾向にある中、今後の対応が必要と思われる。一方、私立では5人枠が多く、公立および私立の一部に、6人および7人枠を承認している大学がある点は興味深い。



2017年度調査から今回の調査までに常勤教員の定員削減が確認されたのは、66機関中、国立1機関(1人)、公立0機関、私立3機関(各1人ずつ)の合計4人減であった。一方、常勤教員が増員されたのは、国立2機関、公立2機関(各1人ずつ)、私立2機関(1人増1機関、2人増1機関)の合計7人増であった。全体では3人増である。

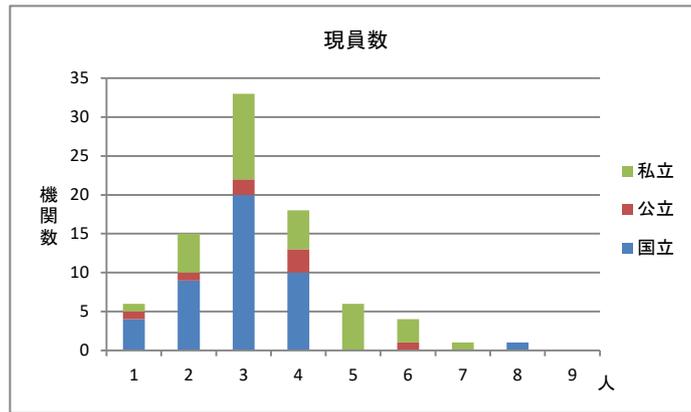
2.3 教員の現況

今回の調査結果では、法医学教室の常勤教員数は1機関あたり3.3人(国立3.0人、公立3.4人、私立3.7人)であった。定員枠数のピーク4人と比較すると、現員数のピークは3人であり、は少人数側にシフトしていることから、定員未充足が窺える。

2018年4月1日現在の教員定員の充足率は、国立39機関では、3機関(7.7%)で150%、1機関(2.6%)で約133%、19機関(48.7%)で100%、5機関(12.8%)で75%、6機関(15.4%)で約67%、2機関(5.1%)で50%、2機関(5.1%)で約33%、1機関(2.6%)で25%であった。公立8機関では、4機関(50%)で100%、1機関(12.5%)で約75%、1機関(12.5%)で約67%、1機関(12.5%)で40%、1機関(12.5%)で約17%であった。私立26機関では、1機関(3.8%)で120%、1機関(3.8%)で約117%、11機関(42.3%)で100%、1機関(3.8%)で約86%、1機関(3.8%)で約83%、2機関(7.7%)で80%、3機関(11.5%)で75%、1機関(3.8%)で約67%、2機関(7.7%)で60%、1機関(3.8%)で50%、1機関(3.8%)で40%、1機関(3.8%)で20%であった。

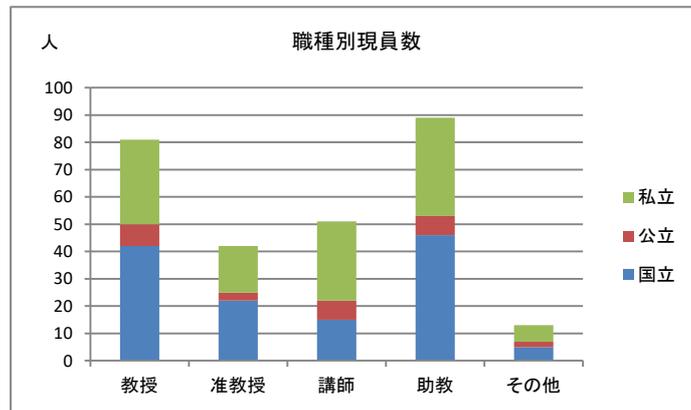
私立の一部に7人枠を承認している機関があるが、全て充足しているわけではなく、公立および私立の6人および5人枠も同様である。

教員現員数が1人の機関が6機関(国立、公立、私立)認められ、定員が充足されていないと予想されるが、教室運営への支障が懸念される。



2.4 職種別現員数

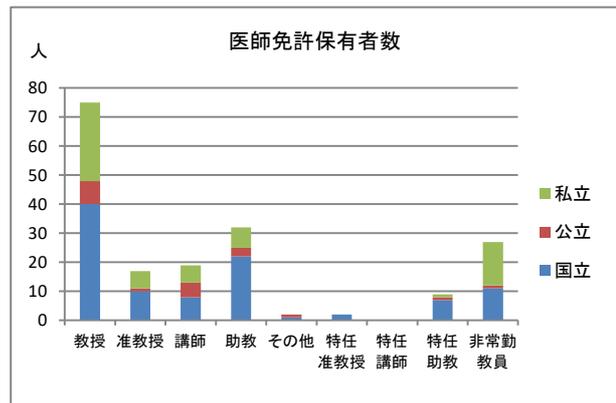
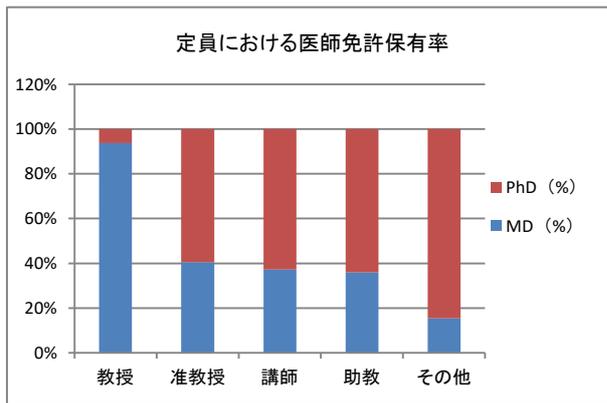
准教授・講師は教授の約半数であり、助教は教授よりもやや多くなっている。次の世代を担う准教授・講師の数が少なく、将来に多少の不安を残している。



2.5 医師免許保有者数

今回の調査結果では、法医学教室の常勤教員数は1機関あたり3.3人(国立3.0人, 公立3.4人, 私立3.7人)であった。このうち医学部における医師数は1機関あたり1.7人(国立1.8人, 公立2.3人, 私立1.4人)であり、回答のあった医学部法医学教室80機関中、医師1人の機関が25機関(31%)にのぼり、このうち13機関はいわゆる1県1医大の国立機関であった。また定員外の常勤教員は22機関(国立13機関, 公立3機関, 私立6機関)に33人が所属しており、そのうち医師免許所有者は11人であった。

医師免許保有者は、准教授、講師、助教、その他の合計が、教授とほぼ同数である。准教授、講師、助教の医師免許保有率は約40%で同程度である。准教授・講師・助教の医師免許保有率が低いのは、法医学教室が実務(鑑定)や研究テーマにおいて、法医中毒学、DNA型判定を用いた個人識別などが必要であるためである。今後、法医学者を目指す若手医師(大学院生など)のポスト確保についても考えていく必要がある。



2.6 職員(教員を除く)の定員配置の推移および現況

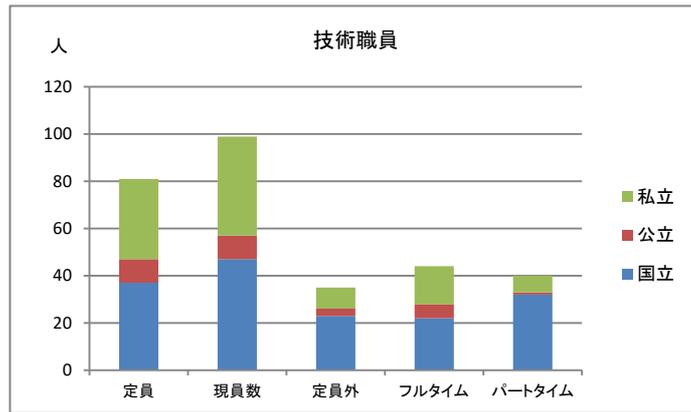
前回調査から今回の調査までに、85機関中、国立5機関5人、私立2機関 4人の計7機関9人の常勤職員の定員が削減された。一方、増員されたのは国立7機関8人、公立2機関4人、私立2機関2人の計11機関14人であった。1機関は、定員は大学として非公表との回答であった。今回調査で回答のあった77機関の常勤職員の定員の平均値を算出すると国立1.1人、公立2.0人、私立1.5人、全平均1.3人となった。なお、常勤定員0人との回答が17機関(国立8、公立0、私立9)から寄せられ、約2割の機関に常勤職員はおらず、非常勤職員に依存していることが分かった。常勤定員無回答は11機関(国立4、公立1、私立6)であった。今後の動向については、2機関において、現職員の退職後の新規採用はない、ないし保証はないとの記載があった。

1機関あたりの常勤職員数は2.2人(国立2.2人、公立2.6人、私立2.2人)であり、この値は定員を大きく上回っている。常勤職員計189人中、定員外職員は54人(29%)であった。ただし、ここでいう「常勤」とは、定員内または定員外で常時勤務している職員のことをいう。

1) 技術職員

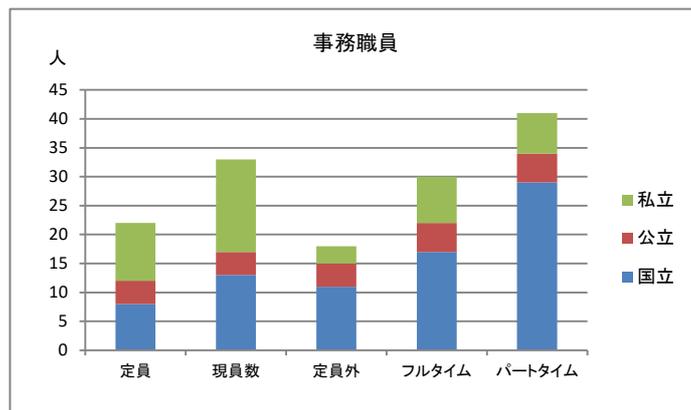
定員、現員ともに国公立、私立と同程度であり、定員外の割合が30%程度である。

定員数は現在の医学部の数とほぼ同じであるが、複数の技術職員がいる機関があるとすれば、技術職員がゼロの機関もあるといえる。定員外、フルタイム、パートタイムの技術職員に依存せざるを得ない現実があるが、雇用資金等、機関によってばらつきがあると推測される。



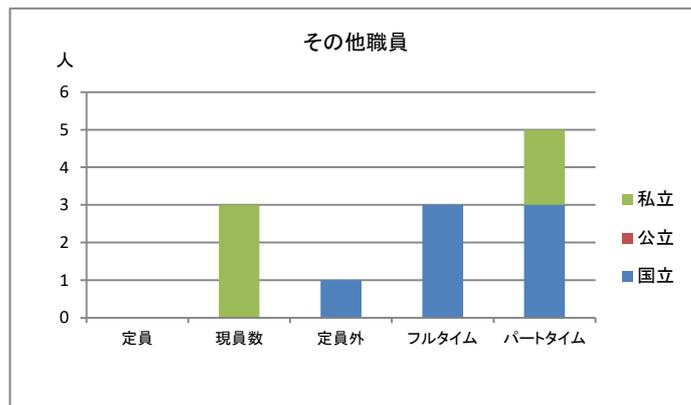
2) 事務職員

国立・公立においては、定員枠で事務職員を雇用できる機関は極めて少なく、非常勤職員（フルタイム、パートタイム）に依存していることが明らかである。定員外常勤職員も重要である。非常勤職員では、フルタイムよりもパートタイムが多い。非常勤職員の雇用を維持できなくなる状況となれば、事務処理等に破綻をきたすと推測される。



3) その他職員

国立大学における雇用が多く、非常勤職員のうちでも、パートタイムが大半を占めている。

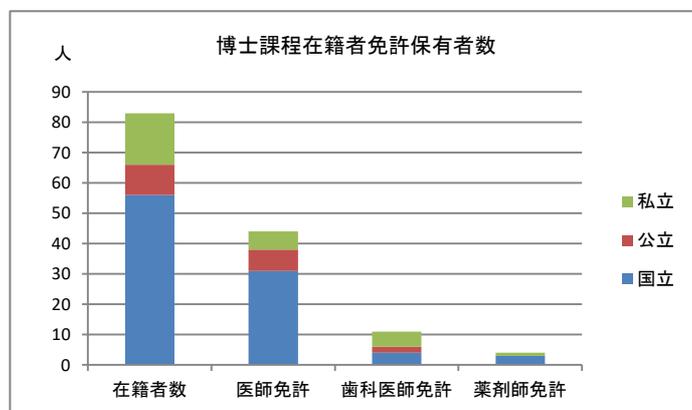


2.7 大学院生在籍状況

法医学教室等に在籍する大学院生は博士課程83人、修士課程24人の計107人で、博士課程学生のうち44人が医師免許保有者、11人が歯科医師免許保有者、4人が薬剤師免許保有者であった。博士課程及び修士課程の大学院生を合わせても全国で107人であり、今後の若手育成を急務とする法医学領域としては、さらなる大学院生の増加に尽力する必要がある。

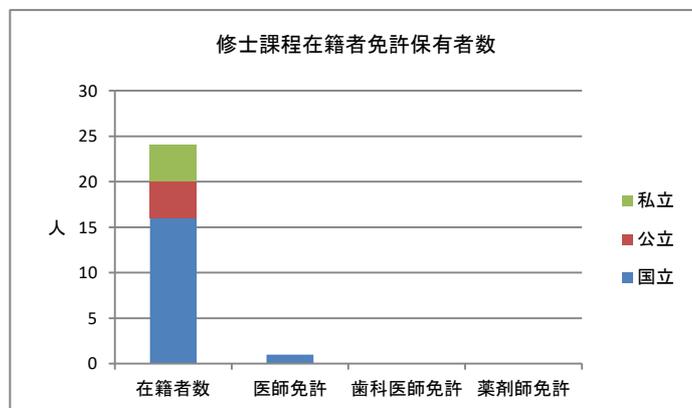
1) 博士課程学生

在籍数が83人に達し、単純計算では各大学1人平均の在籍数となるが、実際は複数在籍している大学と在籍者のいない大学が存在し、偏りがあると推定される。医師免許を所有している大学院生は、約50%程度である。将来の法医学を担う人材の育成数に懸念が残る。



2) 修士課程学生

修士課程の学生数は全体で24人であり、国立の占める割合が高い。法医学教室の修士課程に入学した学生のキャリアパスは明確ではなく、まだ少数である。法医学教室以外への就職を希望している学生も含まれ、このデータの持つ意味は明らかではない。



(以上)

「教職員数等の実態調査」（平成30年4月1日現在）

薄い色のついたセル内に回答を入力して下さい。

《教員》

定員内、定員外、非常勤等の定義は、以下のようになります。

- ・「**定員内の教員**」：
各機関で定められた教員枠（例：教授1、准教授または講師1、助教2 等）内で、常時勤務している教員
なお、「現員数」は調査日時点で実際に定員内で雇用されている教員数
- ・「**定員外の常勤教員**」：
各機関で定められた教員枠以外で、常時勤務または週3日以上勤務している教員
（例：特任准教授、特任講師、特任助教、嘱託教員、付属病院所属の臨床助教や病院助教等）
- ・「**非常勤の教員**」：
各機関で定められた教員枠以外で、毎週継続的に勤務するが、勤務日数が週3日未満の教員

職名	定員	現員数	定員外	医師免許保有者数	歯科医師免許保有者数	薬剤師免許保有者数	備考*
教授							
准教授							
講師							
助教							
その他の教員							
特任准教授							
特任講師							
特任助教							
非常勤教員							
計		0	0	0	0	0	

*：備考欄には、定員削減等の予定がある場合はその内容を、特任教員・嘱託教員などの定員外教員についてはその雇用条件等を、差し支えない範囲で記載して下さい。
・定員欄には、総数を入力して下さい。
・その他の職名の教員については職名を備考欄に記載下さい。
・合計は自動計算されますが、不都合があれば直接入力していただいで結構です。

《職員》

定員内、定員外、非常勤（フルタイム、パートタイム）等の定義は、以下のようになります。

- ・「**定員内の職員**」：
各機関で定められた職員枠（例：事務員1、技術員1 等）内で、常時勤務している職員
なお、「現員数」は調査日時点で実際に定員内で雇用されている職員数
- ・「**定員外の職員**」：
各機関で定められた職員枠以外で、法医学講座・分野等で勤務している常勤職員
- ・「**非常勤（フルタイム）の職員**」：
各機関で定められた職員枠以外で、週5日（または38時間45分）勤務している職員（例：特任技術員、嘱託技術員、事務補佐員 等）
- ・「**非常勤（パートタイム）の職員**」：
各機関で定められた職員枠以外で、毎週継続的に勤務するが勤務時間が週30時間未満、または不定期な勤務の職員

職種	定員	現員数	定員外	フルタイム	パートタイム	備考*
技術職員						
事務職員						
その他						
計		0	0	0	0	

*：備考欄には、定員削減等の予定がある場合はその内容を、定員外職員については雇用条件等を、差し支えない範囲で記載して下さい。
・定員につき技術職員・事務職員の区別がない場合は、最上段（技術職員）の欄に総数を入力し、その旨備考欄に記載願います。
また現員数については実際の主たる職務別に入力下さい。
・技術職員については国家資格・学位の有無を差し支えない範囲で記載して下さい。
・合計は自動計算されますが、不都合があれば直接入力していただいで結構です。

《大学院生》

課程	人数	医師免許保有者数	歯科医師免許保有者数	薬剤師免許保有者数	備考*
博士課程					
修士課程					
計	0	0	0	0	

*：備考欄には、院生各自の出身学部、進路希望（もしくは決定）について、差し支えない範囲で記載して下さい。
・合計は自動計算されますが、不都合があれば直接入力していただいで結構です。